

平成22年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成22年6月15日(火曜日)
午前10時12分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 副市長就任の宣誓
- 第7 教育長就任の宣誓
- 第8 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第10号 例月出納検査結果報告
- 第12 報告第11号 定期監査報告
- 第13 報告第12号 美唄市土地開発公社の
経営状況説明書提出の件
- 第14 報告第13号 株式会社美唄ハイテク
センターの経営状況説明書提出の件
- 第15 報告第14号 株式会社ベル・カント
の経営状況説明書提出の件
- 第16 報告第15号 繰越明許費繰越計算書
の件(美唄市一般会計)
- 第17 承認第4号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市税条例の一部を改正す
る条例)
- 第18 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市医療費助成条例の一部
を改正する条例)
- 第19 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件(平成21年度美唄市一般会計補

- 正予算(第13号))
- 第20 議案第44号 権利放棄の件(美唄市
開拓記念厚生会館弁償金)
 - 第21 議案第45号 美唄市給与条例の一部
改正の件
 - 第22 議案第46号 職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の
一部改正の件
 - 第23 議案第47号 北海道市町村職員退職
手当組合規約の一部変更の件
 - 第24 議案第48号 北海道市町村備荒資金
組合規約の一部変更の件
 - 第25 議案第49号 美唄市立児童館条例の
一部改正の件
 - 第26 議案第50号 美唄市放課後児童施設
条例の一部改正の件
 - 第27 議案第51号 美唄市消防長の任命資
格を定める条例制定の件
 - 第28 議案第52号 美唄市消防団条例の一
部改正の件
 - 第29 議案第53号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件
 - 第30 議案第54号 美唄市国民健康保険条
例の一部改正の件
 - 第31 議案第55号 美唄市営住宅管理条例
及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条
例の一部改正の件
 - 第32 議案第56号 平成22年度美唄市一般
会計補正予算(第1号)
 - 第33 議案第57号 平成22年度美唄市介護
保険会計補正予算(第1号)

◎出席議員(15名)

議長 内馬場 克 康 君

副議長 谷村孝一君
 1番 吉岡文子君
 2番 森川明君
 3番 五十嵐聡君
 4番 高田正則君
 5番 高橋幹夫君
 6番 阿部義一君
 7番 長谷川吉春君
 8番 米田良克君
 10番 小関勝教君
 11番 土井敏興君
 12番 本郷幸治君
 13番 紫藤政則君
 14番 林国夫君

◎欠席議員（1名）

9番 白木優志君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
 副市長 板東知文君
 総務部長 藤井英昭君
 市民部長 岩本良一君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 中川直紀君
 商工交流部長 中井英雄君
 農政部長 須田正毅君
 都市整備部長 山口隆慶君
 市立美唄病院事務局長 高倉雄治君
 消防長 霜田公法君
 総務部総務課長 大崎聡君
 総務部総務課総務係長 村上孝徳君

教育委員会委員長 白戸仁康君
 教育長 安田昌彰君

教育部長 前田敏和君

選挙管理委員会委員長 後藤泰彦君
 選挙管理委員会事務局長 秋場勝義君

農業委員会会長 佐藤博道君
 農業委員会事務局長 林忠男君

監査委員 扇谷均君
 監査事務局長 鎌田覚君

◎事務局職員出席者

事務局長 岡嶋博文君
 次長 中平匡司君

午前10時12分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日もって招集されました平成22年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

●教育長安田昌彰君 発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

美唄市議会並びに美唄市教育委員会のご同意をいただき、4月1日付けを持ちまして、美唄市教育委員会教育長に就任いたしました安田昌彰でございます。

教育は、新しい時代を切り開いていく人材を育む崇高な営みであり、市民の皆様の教育

に対する期待を思うとき、その使命と責任の重さを痛感しているところでございます。

美唄市は今年、開村120年目となりますが、「先人の開拓の心を受け継ぎ、創造的で活力ある未来を拓く」という、本市教育目標の推進に向け、学校・家庭・地域が連携し、地域社会が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私はもとより微力でございますが、美唄の子ども達が生き生きと輝き、市民の皆様が心豊かに暮らすことができるよう、誠心誠意、努力してまいりますので、議員の皆様には、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 高橋幹夫議員

6番 阿部義一議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月24日までの10日間とし、うち6月16日及び6月17日、6月19日及び6月20日、6月22日及び6月23日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 平成22年第2回市議会定例会に当たり、市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

初めに、専修大学北海道短期大学について申し上げます。

去る4月23日、学校法人専修大学から、専修大学北海道短期大学の平成23年度からの学生募集停止を決定したとの通知がありました。同法人からの説明の中では、短大の経営に関しては、平成11年度から志願者数の減少により、入学定員の未充足が続き、極めて厳しい状況にあり、今後の見通しについても明るい展望を見出せないことから、短大の教育研究を継続することは困難であると判断したとのこととあります。今後については、

学生が在学する間は、これまでどおり、教育、進学・就職支援等に万全を期し、短大の施設・設備等に関しては、市との協議も踏まえ、今後の措置を決定するとのことでありました。市といたしましては、今後の対応について短大を初め、関係者の方々と早急に協議を行い、決めてまいりたいと考えているところであります。

次に、平成21年度各会計決算概要について申し上げます。

各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、老人保健会計、下水道会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖いたしました。その概要は、別紙のとおりであります。

なお、一般会計におきましては、地方交付税の増額や効率的な事業執行に努めたことなどから、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支で3億2,033万7,520円の黒字決算となりました。今後とも財政健全化を着実に推進することにより、持続可能な行政運営に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上申し上げます、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第6、副市長就任の宣誓に入ります。

副市長。

●副市長板東知文君（登壇） 副市長就任に当たり、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき、宣誓を行います。

宣誓、私は、地方自治法に定める副市長の

職務とその重責を深く自覚し、市長の補佐役として、市勢の伸展に全力を傾注してまいります。

ここに、主権が国民にあることを定めた日本国憲法を尊重するとともに、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成22年6月15日。美唄市副市長板東知文。

どうぞよろしく願いいたします。

●議長内馬場克康君 これをもって副市長就任の宣誓を終わります。

●議長内馬場克康君次に日程の第7、教育長就任の宣誓に入ります。

教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 教育長就任に当たり、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき、宣誓を行います。

宣誓、私は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育長の職務とその重責を深く自覚し、本市の教育の振興に全力を傾注してまいります。

ここに、主権が国民であることを定めた日本国憲法並びに教育の本旨を定めた教育基本法を尊重するとともに、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、教育を通じ、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成22年6月15日。美唄市教育委員会教育長安田昌彰。

どうぞよろしくお願ひいたします。

●議長内馬場克康君 これをもって教育長就任の宣誓を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、報告第7号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第11号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第7号ないし報告第11号の以上5件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第13、報告第12号美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第12号を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第14、報告第13号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件及び日程の第15、報告第14号株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件の以上2件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第13号及び報告第14号の以上2件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第16、

報告第15号繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第15号を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第17、承認第4号専決処分の承認を求める件ないし日程の第19、承認第6号専決処分の承認を求める件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第4号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成22年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、市民税、固定資産税、都市計画税、市たばこ税及び国民健康保険税について、必要な改正を行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、個人市民税では、扶養控除の見直しに伴

った個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の提出の創設、65歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者について給与からの特別徴収ができることとした規定の改正。市たばこ税では、10月1日以降に売渡しが行われる製造たばこについての税率の引き上げ。国民健康保険税では、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設。法人市民税、固定資産税及び都市計画税では、法改正に伴う必要な改正を行ったもので、附則において、施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号美唄市医療費助成条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。専決処分を行った美唄市医療費助成条例の一部を改正する条例は、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令及び身体障害者福祉法施行規制及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、平成21年12月24日にそれぞれ公布され、平成22年4月1日に施行されたことに伴い、肝機能障害が新たに身体障害者の認定基準に追加されたことから、必要な改正を行ったものであります。

次は、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第3号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第13号）について、去る3月31日付けで、地方自治法の規定により、議案記載のとおり専決処分を

行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ901万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を184億0,689万7,000円としたものであります。補正内容について申し上げますと、平成21年度一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）で提案し、議決を受けた小学校耐震化事業及び中学校耐震化事業に関し、平成22年3月31日に完了した実施設計に基づく耐震補強事業費と、予算計上していた事業費に差異が生じたことから、小学校耐震化事業については減額、中学校耐震化事業については増額したものであります。あわせて、本事業の財源として予算計上していた安全・安心な学校づくり交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金について見込んでいた交付額が減額となったことから、財源内訳についても補正を行ったものであります。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金について、増額・減額し、財源対応いたしました。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、事業費の変更に伴い変更したものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより、承認第4号ないし承認第6号の以上3件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第4号専決処分の承認を求
める件ないし承認第6号専決処分の承認を求
める件**の以上3件は、**原案**のとおり**承認**されま
した。

●議長内馬場克康君 次に日程の第20、議案第44号権利放棄の件ないし日程の第31、議案第55号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件の以上12件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第44号権利放棄の件であります。

本件は、美唄市開拓記念厚生会館に係る裁判の判決確定に伴う相殺超過額について、判決の確定以降、納入通知書及び督促状を送付し、回収に努めてまいりましたが、納入されないまま、本年5月10日を持って民法上の時効10年が経過いたしました。時効を迎えるに当たり、4月16日に弁護士に会い、時効までに市が行うべき対応についての相談、また、4月21日は会社代表者と直接面談し、今後の会社再建の見通しや、返済能力の有無などについて確認いたしました。が、会社代表者の体調面、経済状況などを総合的に検討し

た結果、今後においても納入される見込みがないと判断し、この権利を放棄いたしたく、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、労働基準法の一部を改正する法律において、1週間の正規の勤務時間を超える勤務に対する時間外勤務手当の支給割合が引き上げられた事から、本市においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第46号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、労働基準法の一部を改正する法律において、1月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給に変えて、時間外代休時間を指定できることに伴い、その時間において、職員団体のための業務または活動を行うことができることと改め、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第47号北海道市町村職員退職手当組規約の一部変更の件であります。

本件は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が施行されたことに伴い、組規約中の文言の整備をするほか、組合を組織する市町村等の管轄区域を変更する必要があることから、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第48号北海道市町村備荒資金組規約の一部変更の件であります。

本件は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が施行されたことに伴い、組

合規約中の町村選出議員の選挙区区域に関する規定を変更する必要があることから、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第49号美唄市立児童館条例の一部改正の件であります。

本件は、施設の老朽化に伴い、児童館を旧中央幼稚園に移転することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第50号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件であります。

本件は、施設の老朽化に伴い、中央小学校区の放課後児童施設を旧中央幼稚園に移転すると共に、定員の拡充を行うことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第51号美唄市消防長の任命資格を定める条例制定の件であります。

本件は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令において、消防長の任命資格について、条例で定める旨を規定されたことから、条例を制定するものであります。

次に、議案第52号美唄市消防団条例の一部改正の件であります。

本件は、消防団員を市内居住者のみで確保する事が難しい現状を踏まえ、防災力の維持・向上を図るため、市外居住者で勤務地が美唄市内である者も団員として任命することができる旨の規定をするほか、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第53号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、児童扶養手当法の一部を改正する法律において、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、

児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令において、児童扶養手当と消防団員等に係る損害補償との調整について規定されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第54号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、条例中における法令の引用条項の規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第55号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件であります。

本件は、市営住宅における暴力団員の不法・不当行為を防止し、入居者と周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員の市営住宅への入居制限等の規定を追加するほか、障害者福祉におけるノーマライゼーションの普及啓発の上で「害」の字がマイナスイメージを与えることから、条例中の「障害」の「害」の字を平仮名表記に改めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第44号ないし議案第55号の以上12件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

これより議案第44号ないし議案第55号の以上12件について、一括大綱質疑を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 私は、議案第44号権利放棄の件に関しまして、市長に大綱質疑を申し上げたいと思います。

発言の趣旨でございますが、これは長い期間を要したわけですけれども、旧東明閣の司法の場における争いというものが10年前に決着をいたしまして、最高裁で判決が確定をしたわけでございます。ここで初めて市が主張しております株式会社東明閣の立ち退きが正式に決まり、それに伴う家賃の支払いが裁判所の確定判決でそのことの決定をされた。一方、市にも必要な備品等の購入と、こういうものに対する保証金的なものの支払いも求められたわけございまして、それらの相殺をした残りの額に関して、市が債権として今日まで債権の保全管理をしてきたわけございまして、非常に長い期間、様々な意味で市民の皆さんにも関心事ではありましたが、また、美唄市にとって、非常に重い事実というものを背負い込んだという歴史的な内容なものであるというふうに、私は認識をしてるわけでございます。2,788万何がしという金額を放棄をすると、こういうことございまして、議会としてどんな視点で、この議案に臨むべきかと、どんな視点で審査をすべきかということ、私なりに随分自問自答した訳でございますが、やはり、これらの議案に

対して、是か非かという部分の判断をする際に、その判断の材料がしっかりと提示されるのかどうか。あわせて、しっかりと提示をされているとすれば、それらを受けて審査をした結果、市民の皆さんに、そのことを説明できうる、そういう審査であるべきだろうというふうに思うわけなんです。

少しく中身に入る分がございまして、なるべく、委員会付託でございましてから、委員会の中で慎重な審査が行われるだろうと。具体的な問題については、それらに譲るといたしまして市長にお尋ねをすると、大所高所でこの問題を御判断されたということでございましてから、市長がどのような思い、どのような認識で、こういう決断に至ったのかということ、これを重点にして、お尋ねをしたいと思います。

最初に、これは、平成12年2月に最高裁で、高等裁判所の判決後、相手方が上告をしたのが棄却されまして、市側勝訴の2審判決が確定をしたということでございまして、これが2000年、平成12年の2月の18日でございます。この確定判決をした後、これは、相手方の強制執行、市にも債務がございましたから、それを防ぐためにこの強制執行に対する権利を有する相手方に対して、美唄市の財産を保全するという視点で、新たに訴えを提起をしまして、この相殺をして、超過額を確保したということがございました。結果として、20年度末から市の債権として決算書に載ったというふうに理解をしておりますが、それから、今日まで市が調定をした額ですね、どういう推移をしてるのか。当初、金額ははっきりいたしませんでしたが、

月78万円の家賃の明け渡しまでの期間6千数百万ですね、それが市の確保できる収入。一方、相手方に払う部分が3千数百万の利子を付けてということでしたが、その差が、この2千7、8百万というまでは行ってなかったというふうに思いますけれども、これがスタートをした時の調定額と、今日この2,788万4,000円までの推移ですね。ちょっと振り返ってみたいと思いますので、その推移をまずお示してください。

それから、2つ目は、これは美唄市の債権でございます。債権に関しましては、地方自治法に定めがございます。一方、決算書にも財産に関する調べというのがございまして、そこに債権という欄がありますが、ここには計上されていません。ですから、私共が、この議会の場で、この弁償金がどうなってるのかということを目にできるのは、決算書であります。決算書の決算内容、これがどうなってるかということなんです。総じて、この債権という定義に該当するものでございますが、その保全、それから取り立て、これらに関して法令で地方公共団体の長が、措置を義務づけられていることがございます。あるいは、措置をすることができる内容のものがしたためられているわけでございます。これらの事項というものが法令上どういう内容になっているのかですね。これは、開拓記念厚生会館の弁償金というものをあげて、どういう処置を長が義務づけられているのか。また、処置することができるというのは一体何なのか、この辺ちょっと、法令に決めがあるようでございますので、どういう内容なのか、少しく教えていただきたい。

3つ目ですが、これらの債権の保全、取り立てと、こういうことに関して、市長は、確定判決後、美唄市としてこの債権管理のルールどおり遺漏なく適正に行ってきたというふうに認識をしているか。認識をしてるから提案してきたんでしょうが、それをどのように認識をしたのかですね。

例えば、財務規則には債権に当たっては、これは債権管理者が指定をされておまして、その債権管理者が債権管理簿をつくって、債権の発生から順次これらを記録に残しておく。これは最終的に決算調整にも使われるわけですが、先ほど申し上げましたように、この弁償金に関しては決算書の債権の中に入っていないわけでございます。しかし、ルール上、債権管理簿に掲載をするということが必要なことではないかというふうに私は考えるわけですが、これらをご自分で見られて、そして、きちっとルールどおり、保全、取り立て等の債権管理が行われていたということを、市長ご自身が確認をされたのかどうか、それとも、そういった書類には目を通さず、信頼できる部下から報告を受けてご判断なさったのか、その辺の市長の認識と、その確認の具体的な中身に関して教えていただきたい。

最後は、これは債権の回収が困難だという事を、権利を放棄する理由に記載をされております。困難だという理由には、会社は登記上あるが、実際は休眠状態が続いていて、会社再建の見通しもない。だから回収は困難だと判断をしたということでございます。取れないだろうと、放置してもこういう実態なんでしょう。しかし、これをそうですかという

ことにもなりませんので、どんな客観的事実を抑えられて、その事実に基づいて回収が困難であると判断したのか、このところ教えていただきたいと思います。

具体的な内容に関して、個々の内容ですね、これら冒頭申し上げましたように、委員会できっちり審査をされるわけですが、市長が、言わば一種の大所高所からの判断だと思えます。この権利の放棄というのは、私は随分長いことこの議席に置いていただいておりますが、経験が、私は記憶がございません。おそらく美唄市が、財政難の美唄市が権利を放棄をするということは、それなりのしっかりとした裏づけと、市長の判断というものに基づいて行われたというふうに推察しますので、少しく中身に入った議論になりますが、ひとつ率直な御答弁をお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長板東知文君 答弁準備のため、30分程度時間をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

●議長内馬場克康君 理事者より答弁準備に30分程度の時間を要するというございますので、11時15分頃まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時43分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の質疑に対する答弁から入ります。
市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間をいただきありがとうございました。紫藤議員の質問にお答えします。

開拓記念厚生会館に係る弁償金につきましては、平成12年に確定した東明閣側が支払う6,619万5,009円、市側が支払う3,831万0,706円を相殺した金額、2,788万4,303円について、平成11年度から毎年収入調定をするとともに、納付の通知及び督促などを行ってきたところがあります。

地方自治法において、地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し、必要な措置をとらなければならないと義務づけられております。

債権管理のルールについてであります。地方自治法及び財務規則等に基づき、債権管理を行い、納付書及び督促を行うほか、強制執行の対象となる資産などの調査を行ってきたところがあります。これまで弁護士とも相談し、法人登記を確認するとともに、差し押さえなどの可能性を検討しましたが、対象となる資産等もなく、納付の約束なども得られない状況でありました。このため、本年4月に弁護士に相談の上、代表者と直接面談し、今後の会社再建の見通しや、返済能力の有無などについて確認いたしました。会社代表者の体調面、経済状況などを総合的に検討した結果、今後においても納入される見込みがないと判断したところがあります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 常任委員会の審査の

先取りみたいなことはしたくありませんので、あまりしつこく申し上げませんが、今ほどありましたこの弁償金の額というのは、この12年間、1円も減ってない。これ、利子が付かないお金ということらしいですけど。結局は支払うという、そういう誠意というのが客観的に見えないですね。これは裁判闘争で、市も多額の裁判費用かけ、相手方も当然8億、9億の、そういう損害賠償と言うんでしょうか、それを出した時の印紙と言うんでしょうか、裁判費用含めれば、非常に大きな費用をかけてきているわけですから、私は初期の、初期対応、金額が確定したときに直ちに何をすべきだったのかという意味で、大きな疑問がございます。これはぜひ委員会の中で審査経過の中で議論をしていただきたいと思いますが、私は、市長にお願いしたいのは、これは非常に長い時間をかけたものでございまして、今、御答弁にありましたように、今日、ここにおいで市の議の皆さん方も、当時の状況とか、判決の内容とか、こういうものを十分に理解しているかどうか、これは時間がたてば、私自身もこれ記憶にないものもございまして、少しく委員会審査に対して、提案する側が自主的にその説明資料を、わかりやすい説明資料を自らご用意するというのが、審査を有効に充実した審査にする意味でも必要でないかと、私は感じました。裁判での確定判決の具体的な内容ですね、それから、1回目にお話ししましたが、債権管理が客観的にどういうふうに行われたかということ、仮に債権管理簿というものがあるとしたら、それらの一連のこの10年間の経過ですね、これらを整理をして示す。それから、

ご答弁では、この法律でこう義務付けられますよということを、概括的な、そういう御答弁ですが、具体的に何を、どうしなければならなかったかということ、根拠法令等も示して、これらも審査に付すための1つの資料として、自主的に御用意すべきではなかろうかなと私は思います。委員会は委員会として自主的にそれは御判断してやる部分でしょうが、私はそう思うわけでありまして。冒頭申しましたように、2,780万円の市民の債権を、これはもういいと、いらぬということ、それを意思決定が議会が求められるわけでありまして、そういう意味で、ひとつ慎重な私は審査を臨んでいただきたいし、あわせて、きちっとした説明を、個々の説明をお願いをしたいと、こういうふうな思うわけですが、この辺について市長のご見解をお尋ねしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

いろいろ説明資料等につきましては、今どのようなものを提出するだとか、この辺りは検討させていただきたいなと思っております。

いずれいたしましても、公の施設の管理につきましては、これまでの議会議論及び裁判経過を含めまして、住民福祉の増進のための施設という法令の趣旨に基づきまして、適正な管理に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 これをもって議案第44号ないし議案第55号の以上12件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第44号ないし議案第53号の以上10件は総務・文教委員会に、議案第54号及び議案第55号の以上2件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第32、議案第56号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第1号）及び日程の第33議案第57号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）の以上2件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第56号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算、第2条、債務負担行為、第3条、地方債について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億1,268万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を160億4,866万4,000円にしようとするものです。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、衛生費には、子宮頸がんを予防するため、中学3年生の女子生徒を対象として行う子宮頸がんワクチン接種事業に要する経費を、労働費には、緊急雇用対策として介護従事者を雇用する求職者介護事業従事委託事業を、OA業務指導

者を養成するOA指導者養成事業及び美唄ファンポータルサイトの拡充を行いながら、IT技術者を養成する観光情報整備事業に要する経費を、農林費には、認定農業者等の育成確保を図るため必要な、農業機械や施設等の導入を支援する経営体育成交付金事業に要する経費を、教育費には、中央小学校区に新たに西美唄・茶志内小学校の児童を受け入れる中央小学校区放課後児童対策事業に要する経費を、同じく新たに南美唄小学校区に峰延小学校区の児童を受け入れる南美唄小学校区放課後児童対策事業に要する経費を、また、テニスコートの老朽化による改修を行うサン・スポーツランド美唄整備事業に要する経費を、そのほか、諸支出金には、介護保険会計支出金をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債をそれぞれ増額補正し、財源対応をいたしました。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、平成22年度から着手する国営北海土地改良事業について、事業完了後の平成13年度において地元負担割合事業費のうち3%が市の負担となる債務が発生することから、新たに債務負担として追加しようとするものであります。

第3条、地方債の補正につきましては、サン・スポーツランド美唄整備事業の実施に伴い、体育施設整備債を追加しようとするものです。

次に、議案第57号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しよう

とするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を増額補正し、補正後の予算総額を24億1,947万7,000円としようとするものであります。補正内容につきまして歳出から申し上げますと、保険給付費に要介護者等高額医療合算介護サービス給付事業に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する介護保険料、国庫支出金、道支出金、支払基金交付金及び繰入金をそれぞれ増額補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 今の債務負担行為の中で年度、平成31年度ということで記載してございますが、13年度との説明がございましたので。

市長。

●市長桜井道夫君 提案理由の中で、債務負担の部分ですね、年度が平成31年ということで訂正願いたいと思います。以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第56号及び議案第57号の以上2件は大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第56号及び議案第57号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号及び議案第57号の以上2件については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、高橋幹夫議員、阿部義一議員、長谷川吉春議員、米田良克議員、白木優志議員、小関勝教議員、土井敏興議員、本郷幸治議員、紫藤政則議員、林国夫議員、

谷村孝一議員の以上15人の議員を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時56分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____